

令和7年度
第2回秋田市空家等対策審議会

議事要旨
(公開用)

日 時：令和7年9月26日（金）
午前10時00分から
場 所：秋田市役所6階 6-A会議室

令和7年度 第2回秋田市空家等対策審議会

議 事 要 旨

1 開催日時：令和7年9月26日（金）
午前10時00分から午前11時35分

2 開催場所：秋田市役所6階 6-A会議室

3 出席者

- (1) 秋田市空家等対策審議会委員（委員数10名 出席委員10名）
- (2) 幹事（秋田市都市整備部住宅政策課） 7名

4 次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事

ア 秋田市空家等対策計画の改定について（調査審議）

- ①計画の概要および改定スケジュール
- ②計画改定の趣旨（背景と趣旨、計画の位置付け、計画期間、計画の対象）
- ③状況の整理（人口・世帯および空き家等の状況）
- ④本市のこれまでの主な取組（取組の進捗状況および評価）
- ⑤空き家等の課題
- ⑥空き家等対策に関する基本目標および基本方針

イ 秋田市空き家対策総合実施計画の改定について（調査審議）

- ①計画の概要および改定スケジュール

ウ 特定空家等の略式代執行の実施について（諮問）

※秋田市空家等の適切な管理に関する規則第6条の規定に基づき非公開

エ その他

- (4) 閉会

議事要旨

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事

(1) 秋田市空家等対策計画の改定について（調査審議）

ア 計画の概要および改定スケジュール

幹事	次に、次第3議事に移ります。 ここからは、会長に会議の進行をお願いします。 会長、よろしくお願ひいたします。
会長	それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。 議事の進め方については、議事ごとに幹事から説明いただき、それぞれの説明が終わった後に、ご質問等をお受けする形で進めたいと思います。 なお、議事(1)の「秋田市空家等対策計画の改定について」と議事(2)の「秋田市空き家対策総合実施計画の改定について」は、市長からの依頼により、調査審議の上、その結果を回答することになります。 はじめに、議事(1)の「秋田市空家等対策計画の改定について」、幹事から説明願います。
幹事	(議事の進め方について提案)
会長	ただいま幹事から議事の進め方について、提案がありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。 幹事の提案のとおり進めさせていただいてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
会長	幹事の提案のとおり進めさせていただきたいと思います。 それでは、議事(1)の「秋田市空家等対策計画の改定について」のア、計画の概要および改定スケジュールについて、幹事から説明願います。
幹事	(議事「(1)ア計画の概要および改定スケジュールについて」説明)
会長	ありがとうございました。 ただいまの幹事からの説明について、ご質問やご意見はございますか。
委員一同	(意見・質問等なし)
会長	それでは、概要とそれからスケジュールに関しましては、このとおりということで、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
会長	それでは、幹事の説明のとおり、次に進めていきたいと思います。

イ 計画改定の趣旨（背景と趣旨、計画の位置付け、計画期間、計画の対象）

ウ 状況の整理（人口・世帯および空き家等の状況）

エ 本市のこれまでの主な取組（取組の進捗状況および評価）

会長	それでは、議事(1)のイの「計画改定の趣旨」からエの「本市のこれまでの主な取組」までを、一括で幹事から説明をお願いします。
幹事	(「議事(1)イの計画改定の趣旨からエ本市のこれまでの主な取組」について説明)
会長	はい、ありがとうございました。

	今のご説明に関しまして、ご質問やご意見はござりますか。
委員	この10ページのご説明していただいたところで、管理不全な空き家の中で、危険な空き家とは、秋田市でどのような定義で判定しているのでしょうか。
幹事	<p>この調査は、町内会に対してのご依頼したものであります、調査票の中で、危険な空き家というのが、大幅に損壊しているとか、あとは崩壊してるとかいうような定義を例示させていただきました。</p> <p>町内会さんの方に、あまり細かい定義を提示してしまうと、調査がしにくいと思いますので、客観的に見て、本当に大部分を崩壊しているとか、そのようなものを危険な空き家ということでご報告いただいております。</p> <p>ただ、この後、現地調査を含めて、我々の目で判断いたしまして、適切な対応をとっていきたいと考えております。</p>
委員	今の質問に関連するのですが、この管理不全な空き家1,372戸、危険な空き家325戸というのは、町内会からの数字なんでしょうか。
幹事	<p>こちらは、町内会の方で、特に町内会長さんの方から調査にご協力いただいているのですけれども、町内会の方でそのように捉えているとの回答になっています。</p> <p>ただし、実際は見るものによっては少し違うかもしれません。</p> <p>危険といつても、一部破損している部分だけで、危険と感じる方もいらっしゃるかもしれませんし、その辺につきましては、現地調査をこちらでも進めていきまして、必要があれば、管理不全空家や特定空家の認定を進めていきながら、判断していきたいと考えております。</p>
委員	<p>空き家の数について、7ページ目だと約23,000戸で、8ページ目を見ると、3,000戸、10ページ目だと4,832戸という数字があって、12ページだと賃貸住宅を除く空き家が8,980戸になっています。</p> <p>どこの数字が一番問題とされる空き家の数の数字として近いものなのかも確認したいのですが。</p>
幹事	<p>7ページ目の空き家につきましては5年に一度、国の方で住宅土地統計調査ということで、出してるものになりますが、これは一定のエリアを絞って推計してます数字となります。このため、実際の数字とはやっぱり少し違ってくると思いますが、またこちらの、23,010戸とございますけども、こちらはアパートですとか、マンションの空き部屋も含まれてる数字になっております。</p> <p>一戸建ての空き家になりますと統計調査では、11ページ目と12ページ目のところで、賃貸売却および二次的住宅を除く空き家というところになりますが、こちらが8,980戸で、これが一般的な一戸建ての空き家となっていますが、これはあくまで推計での数値となっております。</p> <p>統計はこういう形で、5年に1回出されますが、実態はどうなっているのかということで、8ページ目のところですが、平成24年度に市で全戸調査した結果でありますと、約3,000戸を把握しており、これらが実際に対応するものになりますが、その後、浸水被害の調査をしておりますが、それでも限定的な調査になっており、全体的な調査は、これまで行ってこなかったため、この度、10ページにある町内会に対する実態調査を行いまして、今後はこの4,800戸についての対応を検討していくということを考えております。</p>
委員	資料4の3の(2)というところがありますけれども、中古住宅として

	<p>流通している空き家は若者の住まいのニーズに合わないものが多い。また、旧耐震のものが多く、お金をかけて改修して住みたいと思う人がいない。一方で空き家の所有者は空き家を解体したがらない傾向がある。秋田市として、中古住宅の流通について検討する必要があると書いてあります。</p> <p>これについては、具体的な対応案とか対応について何か意見などが出たのでしょうか。</p>
幹事	<p>その場では、特にまだ出てない状況ですが、住生活基本計画も今度、取り組みの方を検討していくことになります。</p> <p>今ある空き家はかなり大きい空き家ですとか、古かったりですとか、若い人は小さい家を求めたりとかですね、そういう傾向がございますので、なかなか売りに出してもちょっと売れないと売れないっていう傾向があるということあります。</p> <p>それで今後、市の方で、空き家バンクをやっておりますけども、そういった流通の仕組みをですね、どこまでこれに対して対応できるかっていうのは、今後検討していきたいと考えております。</p>
委員	18ページですが、表の中2行目の特定空き家の認定件数が1件というところで、その下の老朽危険空き家の解体補助金の活用の件数が12件と8件となっていますが、この補助金については、その認定が不要という考えでよろしいですか。
幹事	<p>令和6年度までは、まだ特定空き家の判断基準が策定されてませんでした。</p> <p>解体補助金の要件として、国の方で定めている不良住宅という要件になります。構造が不良なものですとか、基礎がないとか、あとは建物が破損してるなど、そういうものを点数化していまして、それを令和6年度までは基準として使っていました。これは、令和7年度も実施しておりますけども今年度から特定空家も要件に加えまして、特定空家として認定されて指導された方が使いたいとなれば、特定空家の基準で、補助金を使うことができるになります。</p> <p>ただ、不良住宅の要件も残しておりますので、そういうものは我々の方から指導を受けなくても自発的にやりたいという方については、その要件で使えるようにはしております。</p>
委員	空き家の件で通報件数という形で出していただいているが、それで実際にその何か実害が出たとか出る可能性が非常に高い案件とか、そういうものは何件ぐらいあるのでしょうか。
幹事	<p>実害ありそ娘娘っていうことで、隣の方からですか町内会さんの方から連絡いただいて、対応してるところですが、本当に実害がでそ娘娘という場合、17ページのところの、④基本方針の4の才の条例に基づく緊急安全措置ということで昨年度は1件、令和7年度については今のところ2件、壁が崩れてきているとか、建物が傾いて隣に影響があるといった場合、ロープで固定したりネットをかけたりなどの対応をしております。</p> <p>ただ、基本的にこれは、所有者さんが分からぬとか、本当に緊急性があるといった場合についての対応となります。</p> <p>あとはスズメバチの苦情も最近多くなっております、これについても、実際に所有者さんを調べて、所有者さんに対応していただいてるというような状況になっております。</p>
会長	他にいかがでしょうか。

	今、幹事からスズメバチの件が出ましたけれど、国の仕組みの中で考えるとおそらく危険というと破損であるとか腐朽といったところが大きいのだろうと思いますが、本市特有の事情として冬期間の雪の問題等があると思うのですが、町内会に対する調査についても7月でありますと、冬期にまた照会をすればまた違うのかなということやあるいはその危険ということ、あるいは管理不適切といったところを把握するときに落雪とかなどの雪の問題についての状況というのは把握されているのでしょうか。
幹事	今回の調査の中でも、雪の被害が想定される部分があればそういったことも書いてもらうようにはしているのですが、我々の通報の中でも隣から落雪があるという通報は、やはり毎年度数件ございます。
会長	このことは、腐朽や草木のことのようなこととはまた違いますけれども管理していないということで、場合によっては、けが人等も出る可能性もあると思います。またお隣さんではなくて通行中の方が被害に合う可能性あって、なかなか通報することは、難しいものかもしれませんけれどもその辺は雪国特有のこととして、何かちゃんとカウントするところがあつてもいいのかなというふうに思いました。 他に皆様いかがでしょうか。
委員	通報件数というのは、同じ人とか同じ家を対象にしたものも含まれてる累積の件数ということですか。
幹事	そうですね。基本的には新規に受けてるものにはなるんですけども、やはりもう何年も前から通報が来てるものもあります。毎年毎年、状況は変わらないということでそういうものも含まれております。 通報件数は、335件が令和6年度にございまして、令和7年度198件でありますと、括弧して前年度継続含む48件とありますと、この中は去年も通報や相談があった件数となっています。
委員	いまの件に関係あるかと思いますけども、そのスズメバチの件も、近いんですけど、例えば空き家なっていれば、雑草がすごくひどいですね。今年は、2回、3回とやらないと、見た目が悪いと環境悪いとそうすると、治安も悪くなるということで、草刈りなどを頼むんですけども、皆さんに聞きますと、シルバー人材センターにお願いしていると。 ただ、シルバー人材センターも普通の一般家庭、居住している家庭もお願いされるだろうし、空き家もお願いされるだろうし、ですから例えば空き家を優先的にやってもらうとかであれば見た目も町内会長さんの見た目も特定空家とか管理不全空家じゃなくてよく見えるのかなと思います。これはスズメバチの件の関係にも繋がるんじゃないかなと思いますが、シルバーさんを優先的に回してもらうというのも一つの手じゃないかなとは思います。どうですかね。結構ありますよね。草刈りや木の伐採など。
幹事	そうですね。この通報件数のところ、約半数が草木の通報が多い状況です。我々も文書ですか、口頭での指導をさせていただきまして、そうするとやっぱり業者が分からぬと言われる場合もあります。ただ我々の方も特定の業者さんは紹介できないので、やはりどうしてもシルバー人材センターさんのところにお取り次ぎというようなことはしております。
委員	例えば優先的というのはできるのですか。
幹事	優先的というのはなかなか難しいのですが、今手元にはありませんが、シルバー人材センターさんと協定は結んでいます。ただ、少し昔のことですので。

幹事	<p>シルバー人材センターさんとは、いわゆる空き家の見守りということで、主に協定を結んでございます。</p> <p>その見守りの中で、そういった草木の繁茂が見られた時には、そのままシルバー人材センターさんへその仕事が依頼され対応に繋がっているケースがあると聞いております。</p>
委員	そうするとその見守りというのは、シルバー人材センターさんが見守つてとのことですか。
幹事	そうですね。遠方にお住まいの方で、それで秋田の空き家の状況をいちいち見回れないという場合に、シルバー人材センターさんが、見回りを請け負って、草木の繁茂がみられた場合は、そのままシルバー人材センターさんへ草刈を依頼するケースがあると伺っております。ただ元々そのような見守るというモチベーションのある空き家の所有者ですので、このような通報には繋がらないのではと考えております。
委員	あと資料2を見て思ったんですが、資料の2の2ページのところの基本指針2の空き家の発生予防のところで、今この質問をしていいのか分かりませんが、③の既存住宅に住み続けられるための支援として、いろんな補助とか支援がありますけども、既存住宅に対する補助というのは、既存住宅の築年数の制限はあるのですか。
幹事	補助制度は、3つ掲げていますが、住宅リフォーム支援事業と多世帯同居推進事業については、特に築年数は関係ありません。ただ、耐震の方は旧耐震ということになります。
委員	<p>わかりました。引き続きすみません。</p> <p>基本方針3の空き家等の利活用の促進で、利活用および流通促進のための支援として、リフォームとかリノベーションとかあると思うのですが、私の分野でないですけども、建築士さんとかの分野だと思いますけれども、建築基準法が変わって、また確認申請を新たにしないといけないという話も聞いたんですけども、そうすると何というか、持ち主さんにとっては、煩わしいっていうかちょっと手がかかるから、その分遅れるとかになってくる。それもその対策を早くしたっていいうのに反するような気がします。その辺はやっぱり法律だから守らないといけないと思いますが、何か利便性っていうか、確認申請を下ろすのを早くするとか、私全くわかりませんが、そういう空き家に対する特別な何かそういうことはないものでしょうか。</p>
幹事	<p>建築確認申請は、当然今まで市役所でしか建築確認申請の審査ができなかつたんですが、現在は民間の確認検査機関の方が、9割以上の確認申請を受け付けていまして、市の方でも仮に早くやるといつても、むしろ民間の確認検査機関が審査しているため、難しい現状がございます。</p> <p>それともう一つ申し上げますと、法律の改正がされまして、木造の2階建て程度ですと、改修工事したくらいでは、今まで、確認申請必要になることはまずなかったわけです。</p> <p>今後、かなり改修をするとかは、あり得なくはないと思いますが、ただ、通常空き家のリフォームですが、補助金の申請もありますが、見てる限りでは、確認が必要な規模の改修には至ってないというのが現状でございます。</p>
委員	<p>すみません。引き続き用途変更についてです。</p> <p>例えば住宅から最近あちこちで聞こえてくるのは老人の施設のための</p>

	あるシェアハウスとかの形であれば、こういうのは用途変更であれば、戸建てと違って、やっぱり確認申請とかっていうのは必要になりますか。中古住宅の流通に関してどうでしょうか。
幹事	用途変更のお話ですが、面積規模の方が200m ² 以上ということで、そういう場合に関しましては、特殊建築物と言われるものに変える場合は必要ということですので、一般の住宅でいきますとなかなか200m ² を超えるというのは少ないかと思いますけれども、確認申請がいらないからといって、法律に適合しなければなりませんので、条件はありませんので、改修する際には、この手続きはないにしても、必要となる改修は必要となります。
幹事	少し補足させていただきたいんですが、実は、これに関して、国が1回規制緩和した結果が、200m ² です。昔は、100m ² 以上の住宅以外の用途、今の社会福祉施設ですね、100m ² を超えると用途変更の申請が必要だったんですけども、それを国の方で、いろいろ目的はあるんでしょうけれども流通促進ということもありまして、200m ² までは確認がいらないことに緩和したんです。それが今の結果でございます。
委員	はい、わかりました。 そうすると用途変更の内容ではなくて、面積が優先することの解釈でよろしいですね。
幹事	内容というのはですね、もちろん住宅から事務所にしたりするときはいろいろんですけども社会福祉施設とか商店とかに変えるときには必要になります。用途にもります。
会長	他の皆様はいかかでしょうか。
委員一同	(特になし)
会長	ひとまずここで次に進ませていただきたいと思います。

オ 空き家等の課題

カ 空き家等対策に関する基本目標および基本方針

会長	次に議事(1)のオの「空き家等の課題」とカの「空き家等対策に関する基本目標および基本方針」までを、一括で幹事から説明をお願いします。
幹事	(「議事(1)のオの空き家等の課題およびカの空き家等対策に関する基本目標および基本方針」について説明)
会長	ただいまの幹事からの説明について、ご質問やご意見はございますか。
委員	関連性と言えば、この資料3の一番後ろのページ、23ページのところですけども、基本方針の2と3と4は、当然。空き家は出さないのが一番であって、予防して、それを利用してそれでも駄目であれば対応しないといけないということでしょうけれども、この資料の2を見ますと、基本方針の4、管理不全な空き家等の対応の強化というところで、浸水被害の空き家が結構あったと思いますが、補修やリフォームというの、市の補助金とかで皆さん利用して直されてますけれども、リフォームしても間に合わないとかリフォームしてもまた同じ目に遭うのではないかということで、解体したいということになった場合は、補助じゃなくて、金融機関との協定による空き家の解体ローンの金利優遇という策があるということですか。

幹事	<p>解体ローンの金利優遇ですが、老朽危険空き家解体撤去補助金を活用される方に対するもので、秋田銀行さんと提携しております、金利を優遇していただくという制度になっております。</p> <p>水害に対しての解体の補助金ですが、これもこの老朽危険空き家解体補助金を使うことは使えますが、建物が本当に大部分が破損してるとかでないと使えないという状況であります。</p> <p>なお、災害復旧ですが、生活再建支援金がありまして、罹災証明をもらって、罹災程度に応じてですね、建て替える場合に使えるという制度がございますので、災害を受けられた方については、そういうもののを利用して、再建していただいている場合があります。</p>
委員	浸水被害に関してなんですけれども、いま記載されてるのが、令和5年の被害でしたけれども、去年、今年と続いてあったと思いますが、それに関しては、引き続き調査をされてるんでしょうか。
幹事	<p>それについては、調査はしてないところです。</p> <p>令和5年のときの災害は、非常に大規模な災害でしたので、そのようなこともあり、対応したというところです。</p>
委員	多分この令和5年の雨で浸水したところは間違いないのかもしれません、同じような場所であれば、同じような被害を受けていて、何と言いますか建物が腐っているとか、状況はなお悪くなっているかと思いますので、その見守りというかそれこそ調査をするということまではいかなくても、ある程度見て回る必要があるんではないかと思います。
幹事	確かに浸水被害もあると思いますが、今回の町内会で得られた空き家もございますので、それと併せて、見守りということよりは、調査をしてどういう状況なのかということを把握して、もし不適切な状態であれば、所有者の方に、お話を聞いていきたいと思っております。
委員	もう町内会さんの方で、浸水した空き家というのは把握されてるんでしょうか。
幹事	把握してるものもあるかもしれません、今回はその空き家になってどうような状態かということを聞いていますので、浸水があったかどうかまでは、聞いているところではありません。
委員	そうであれば、やっぱり市の方で継続的な調査をする必要があるのかなと思います。
幹事	はい。そのように進めていきます。
委員	資料3の19ページの空き家等の課題のところで、(1)の当事者意識の向上のところで、認知症などで判断能力を失うことで管理ができないという方に関して、相続手続のほか、成年後見の周知が必要ですという課題が設けられているのですけれども、これに対してはどのような周知を具体的にしたらいいのか、その辺りを教えてください。
幹事	<p>通常の業務の中でもやっぱりご相談があります。特に親御さんが今、施設に入っているが、子どもさんが遠方でどうしたらいいかなどです。</p> <p>その相談対応の中で、例えば権利擁護センターさんとか、市の長寿福祉課を紹介しているということもあるんですけども、今後、空き家ガイドブックの作成を考えています。</p> <p>その中にはいろいろ相続登記の関係ですか、今の成年後見の内容についても、記載したものを相談の時にお渡しして、ご検討いただくというこ</p>

	とを考えております。
委員	個別の事例から、権利擁護センターとか法律専門職に繋いでいくということですね。
幹事	おっしゃるとおりでございます。
委員	最近ですが、あるところで解体あったんですが、その所有者が秋田市の空き家の解体の補助金がちょっと分からなかつたんですね。 僕は一応ありますから聞いてみたらどうかと言いまして、何とか対応してくれて、補助金が出たんですよ。 工事の方は、遅れましたけども、ご本人が本当に喜んでいたので、例えばそういう部分の広報というのは、どのような手段で行っていますか。
幹事	広報は、まず毎年4月頃に、今年度は空き家特集のような形で掲載しております。
委員	何を出しているのですか。
幹事	解体補助金ですか、空き家バンクもですが、市の広報の方で周知をさせていただいています。
委員	秋田市の広報でしょうか。その方は、東京にずっと住んでいて、つい最近帰ってきたので、そういうのはちょっとあまり分からぬですね。
幹事	そうですね。 あとはホームページになりますが、他に固定資産税の納税通知書のチラシの方にも、解体補助金については、スペースの関係もありますが、いろいろ空き家バンクや解体の補助金などの相談は住宅政策課の方にご相談くださいというようなことを記載しており、県外の方にはそういう形でお送りはしております。
委員	一応、予算等もあると思いますが、積極的に広報することは、多分大変だと思いますが、大切なのでよろしくお願ひします。 あともう一つですが、年に1回か2回ほど減築をしています。この頃、要するに2階の大きいものを取り壊しして1階にするという減築なんですが、それに対する費用には、補助金などは何かありますか。
幹事	減築をやるとした場合、住宅にそのままお住まいだとすれば住宅リフォーム補助金が活用できる場合もあるかと思います。
幹事	あと今のリフォームの補助金もございますけれども、旧耐震の昭和56年以前に旧耐震の建物でしたら、耐震診断をしていただいた上で、耐震性がないということで減築すれば、その耐震基準が今の基準を上回ってクリアするということが分かればですね、耐震診断の費用も補助金の対象になりますし、それから後でその改修の設計したりとか、工事費の方も対象になる場合がございますので、それは建築指導課の方にご相談いただければと思います。それも広報でお知らせしております。
委員	その広報もやっぱり秋田市の広報ですか。
幹事	市の広報でお知らせしております。
委員	あんまり皆さん、見ていない方が多いですよね。
幹事	そうですね。 あまり減築して耐震性上がるということがちょっとと思い当たる方も少ないと思います。

委員	空き家バンクの登録の目標値などがありますが、実際、これから追加するものも結構あると思いますが、成約や利活用に繋がった事例はありますか。
幹事	空き家バンクに登録いただきまして、大体8割ぐらいですが、ご協力をいただいている宅建業者さんのおかげで、成約されている状況でございます。
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>今回改定された部分ではないのですが、19ページのところで、一番最初での課題1というところで所有者の当事者意識の向上のところです。</p> <p>市役所の担当の方のご苦労はわかりますけれども、ちょっと拝見しまして管理責任の意識が低いとか、リスクを理解していない方もいるとのような表現のところですが、市民の方がこれをご覧になったときにどんな気持ちがするかとか、社会の中にはたくさんの情報がありまして、それを一人一人が認識できる状況にも限界がありますし、こういったところについては行政からもちろん情報提供していくべきところではありますけれども、少し上から物を言うような論調にならないように表現を少しお気をつけいただいた方がいいのかなという風には感じました。</p> <p>特にですね、所有者としての責任、これは、現行の不動産所有権の制度を作ったときの社会と今の社会の変化もあって、適応できていないところも、もちろんあります。</p> <p>今は流通ということで新たに取得もしていただきたいということもあって、所有者になると非常に責任が重くて大変なんだよということだけを強調してしまうと、不動産の所有者になるのはやめましょうということにも繋がりかねません。</p> <p>やはりもちろん知っていっていただきたい情報ですが、ただもう今の社会では、個人が負い切れない部分があることは、皆さん認識はしている中で、いろんなバックアップ体制もあるということと併せてお伝えしていくかないと、一度、所有者になってしまったら大変ですよということが、もちろんそれはその通りである部分がありますけれども、お伝えの仕方というのを少し工夫された方がいいかなと思います。</p> <p>あくまで感想とお願いになりますが、いかがでしょうか。</p>
幹事	<p>承知いたしました。</p> <p>内容につきましては、検討させていただきまして、少し柔らかい表現といいますか、そういうことに心がけたいと思います。</p>
会長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>他に皆様いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では、次に進めてもよろしいですか。</p>
委員一同	(了承)
会長	<p>では、議事(1)の秋田市空き家等対策計画の改定についての審議はここまで終了いたしたいと思います。</p> <p>なお、議事(1)に関しましては、策定スケジュールで説明していただいたとおり、次回以降の審議会での継続審議となります。</p> <p>委員の皆様におかれましては引き続きご協力お願いいたします。</p> <p>また、幹事におかれましては、今回の審議会での質問・意見等を踏まえまして、計画の内容について、さらに検討を進めていただきたいと存じます。</p>

(2) 秋田市空き家等対策総合実施計画の改定について（調査審議）

ア 計画の概要および改定スケジュール

会長	続きまして、議事(2)の「秋田市空き家対策総合実施計画の改定について」、幹事から説明をお願いします。
幹事	(「議事(2)の秋田市空き家対策総合実施計画の改定について」説明)
会長	ありがとうございました。 ただいまの幹事からの説明について、ご質問やご意見はございますか。
委員一同	(質問、意見等なし)
会長	こちらにつきましては、ただいまの幹事の説明のとおりに進めていくものといたしまして、計画の内容等については第4回の審議会で審議するということでおろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
会長	それでは、そのようにしたいと思います。 ここで公開による審議を終了します。 関係者以外は退室をお願いします。
	(傍聴人等退席、退席を確認し、資料配布)

(3) 特定空家等の略式代執行の実施について（諮問）

※秋田市空き家等の適切な管理に関する規則第6条の規定に基づき非公開

(4) その他（略）

4 閉会

(以上)